

## 韓米FTAの締結内容と見通し

### 知的財産権分野を中心に

現在、韓国政府のFTA締結戦略は非常に攻撃的且つ迅速に進められています。2007年4月2日に韓米FTAが締結されました。NAFTA(北米自由貿易協定)以後、歴史上最も大きな規模の自由貿易協定と評価されており、これにより韓国経済システムの大変革が予告されています。果たして米国とのFTAが韓国の経済発展に対して良い契機なるか或いは悪影響を及ぼすかについて世論が両分していますが、政府は現在カナダ、インド、メキシコとFTA協商を進行中であり、中国とは共同研究を進行中、また2007年5月6日には欧州連合(EU)とFTA協商を開始しました。

本文書は、最近締結した韓米FTA中の知的財産権分野の主要締結内容に関するものであり、これは今後の韓国特許制度の改正と関連があることから、実務的な観点からご紹介致します。

世一 国際特許事務所

Tel: 82+2-582-5670  
Fax: 82+2-582-5690  
<http://www.jwspat.com>  
[jwspat@jwspat.com](mailto:jwspat@jwspat.com)

# 知的財産権分野における韓米FTAの締結内容と見通し

## 1. 概要

韓国と米国は2007年4月2日に自由貿易協定(FTA)を締結しました。韓米FTAは多様な分野における協商を経て一括妥結されており、知的財産権分野も含まれています。知的財産権分野の協定は、米国の要求を韓国が選別して受容する方向に向かったと評価されており、今後の重要な制度的変化の要因になる見通しです。また、協定が発効される前に両国がその内容を法令に反映しなければならないため、知的財産権分野における韓米FTAの締結内容に対する考察は韓国知的財産権関連法令の今後の改正方向を知る端緒になります。

## 2. 特許分野の協商結果の主要内容

### ① 新規性喪失の例外の適用期間(Grace Period)の延長

- ・ 合意内容：出願人の自己意思による公知があり、その公知行為が出願された日から12ヶ月前に行われた場合は、その公知によって自分の特許出願の新規性や進歩性が否認されなくなりました。
- ・ 法律改正方向：従来の新規性喪失の例外の適用期間は最初の公知があった日から6ヶ月でした(特許法第30条第1項本文)。よってこの規定が今後12ヶ月に改正される見通しです。
- ・ 実務コメント：日本における特許出願が日本特許法第30条第4項により出願され、これを基に韓国で優先権主張出願する場合は、優先日から6ヶ月以内に特許出願しなければなりませんでした。従って、新規性擬制出願の場合、優先権主張期間が12ヶ月から6ヶ月に短縮されるという問題がありました。しかし、韓米FTA締結の結果、通常の条約による優先権主張出願と同様に、優先日から12ヶ月以内に韓国に特許出願すれば良くなりました。この内容は、特許実体法条約(SPLT)の論議を反映したのもでもあります。

### ② 特許存続期間の延長

- 合意内容：特許登録過程で発生する不合理な遅延を補償するために、遅延された期間だけ存続期間が延長されることになりました。即ち、存続期間延長の判断時点は“出願日から4年または審査請求日から3年のうち遅い日”です。但し、出願人の行為(期間延長請求等)によって遅延された期間は含みません。
- 法律改正方向：この協商結果も米国の要求を韓国が受け入れたものであり、今後、特許法に新たな条項として新設される見通しです。‘不合理な遅延’の意味に対して具体的な基準には合意しなかったため、その具体的な基準を準備するための法改正作業があると思われます。但し、米国の現行制度が参照される見通しであり、国会批准される場合、適用対象は2008年1月1日の出願件からとなります。
- 実務コメント：韓国の審査処理期間は2006年10月現在、審査請求日から9.8ヶ月のため実質的な延長対象は極めて微々であるものと思われます。しかし、審査官の拒絶決定に対する不服審判手続き(特許審判院→特許法院→大法院)を経て、遅れて登録される場合は、所定の遅延された期間だけ特許存続期間の延長ができる見通しのためこれは非常に重要な変化であると言えます。

### ③ 特許取消制度の廃止

- 合意内容：特許が取り消される(無効になる)要件を‘拒絶理由の範囲内’に制限列挙することに合意しました。
- 法律改正方向：韓国特許法第116条が削除される見通しです。韓国特許法第116条は、特許発明が天災・地変その他不可抗力又は大統領令が定める正当な理由なく、継続して3年以上国内で実施されていない事由による裁定があった日から継続して2年以上その特許発明が国内で実施されていない場合は、特許庁長が利害関係人の申請により、又は職権でその特許権を取消することができるようにする規定ですが、この規定が削除される見通しです。
- 実務コメント：この制度は実際に韓国で一度も適用された例がないため、これにより実務上特に変化が生じるとは思われません。しかし、不使用による取消規定は、国内(韓国)のライセンシーと外国のライセンサーとのライセンス契約の協商時にライセンシーに有利な協商武器として使用されたという評価がありました。

### ④ 医薬品市販許可申請のための資料生成の目的以外の特許実施の禁止

- ・ 合意内容：医薬品市販許可(marketing approval)に必要な情報を得ることを目的とする特許医薬品の使用、製造、輸出等に限り実施が容認され、市販許可の目的以外の備蓄行為(stockpiling)等の販売のための製造は侵害と見なされるようになりました。
- ・ 法律改正方向：韓国現行特許法上でも市販許可を目的としない実施は侵害に該当し、市販許可を目的とする実施は韓国特許法第 96 条第 1 項の‘研究または試験をするための実施’に該当すると解釈され特許権の効力が及ばないため、法改正が必ずしも必要ではありませんが、“資料生成用実施”が侵害に該当しないことを明らかにする必要があるという論議もあります。

### ⑤ 医薬品品目許可と特許の関係

- ・ 合意内容：医薬品許可当国(食薬庁)が既存に品目許可された特許医薬品の安全性、有効性の情報に基づき、第三者が品目許可を申請することを許容する場合、第三者が品目許可を申請したという事実を特許権者に通知し、第三者の市販を防止する手段を品目許可手続上に設けることになりました。
- ・ 法律改正方向：この議題は特許法と直接的に関連のある議題ではないため、今後、特許法にこれと関連した新しい規定が追加される見通しはなく、医薬品許可と関連する法令が改正される見通しです。
- ・ 実務コメント：医薬品品目許可と特許の関係に関する合意事項は、米国側が要求した最大の争点であり、結局韓国が受容することになりました。米国国内法のように侵害訴訟提起の際に許可手続きが 30 ヶ月自動停止されるなどの具体的な内容については合意していませんが、元開発者がジェネリック業者に侵害訴訟を提起した場合、ジェネリック医薬品の許可手続きが停止される手続きが設けられる見通しです。即ち、医薬品特許の場合、実質的に特許権が強化され、ジェネリック医薬品を主とする企業に大きな悪影響を及ぼすものと評価されています。

## 3. 商標分野の協商結果の主要内容

### ① 商標範囲の拡大

- ・ 合意内容：音または香りで構成された標識(sign)の商標登録が許容されることになりました。
- ・ 法律改正方向：2007年7月1日付で施行される現行商標法第2条第1号で、色彩商標、動作商標、ホログラム商標など、視覚的且つ非典型的な商標まで商標として登録が可能でしたが、音または香りが含まれるように改正される見通しです。しかし、非視覚的な商標は一般的に商標として機能しないものが多くあるため、“使用による識別力”を取得することが求められると思われます。
- ・ 実務コメント：‘音商標’は例えばインテル社の独特な効果音を意味し、‘香り商標’はレーザープリンタートナーの‘レモンの香り’のようなものを意味します。米国の場合、音商標が33件、香り商標が7件しか登録されていないため、実務に及ぼす影響は非常に微々であるものと思われます。

## ② 証明標章制度の導入

- ・ 合意内容：“証明標章”も商標として保護されなければならなくなりました。
- ・ 法律改正方向：証明標章制度に対する商標法令が新設される見通しです。
- ・ 実務コメント：“証明標章”とは、消費者の品質誤認や出処の混同を防止するために商品やサービス業の特徴的な事項を証明するために使用する商標であり、代表的には WOOL Mark、COTTON Mark などがあります。2006年度の WIPO 統計調査によりますと、調査対象国家(70ヶ国)中、約65%の45ヶ国で商標標章制度を運営しているとのこと。

## ③ 商標使用権の登録義務の廃止

- ・ 合意内容：商標使用権の効力発生及び損害賠償請求などのために、使用権の“登録”を要求してはならなくなりました。
- ・ 法律改正方向：韓国の商標法は、“専用使用権”の場合、“登録”を効力発生要件と規定しており、事実上登録を義務化しています。また、専用使用権者は侵害禁止及び損害賠償請求の主体になります。“登録”を専用使用権の効力発生要件と規定している現行商標法第56条を改正して登録と使用権の効力を分離する見通しであり、使用権者を保護するための手段として、単独で使用権の申請ができるように改正される見通しであり、また商標権者の事後的責任を強化する方案も検討中です。

- ・ 実務コメント：この規定は韓国に商標登録されている外国のブランドを韓国にライセンスする際に非常に大きな影響を及ぼすものと思われ、商標権者の地位は強化されるのに対し、使用権者の地位は弱化する可能性があります。即ち、ライセンサー(商標権者)は多数のライセンシーに自由にライセンスを与えることができるため、ライセンシーを保護する措置が必要であると思われます。

#### ④ 商標侵害に対する法廷損害賠償制度の導入

- ・ 合意内容：商標侵害と関連した民事訴訟手続において、原告が実損害の立証が困難な場合は取捨選択できるように、法に予め確定された損害賠償額が設定できるようになりました。
- ・ 法律改正方向：現在論議中です。
- ・ 実務コメント：米国の法廷損害賠償制度は、商標偽造の場合、販売された偽造商標件当たり\$500 以上\$100,000 以下、偽造が意図的であると判決された場合は\$1,000,000 以下等と規定してはいますが、韓国の場合は、損害額の算定において実損害賠償が大原則であり、損害額を主張する者が立証することが原則(損害額を実施料相当額と推定する規定がある)のため、法律を改正するためには相当な研究と論議が必要であると思われます。

## 4. 見通し

韓米 FTA の妥結は韓国経済に至大な影響を及ぼすものと思われます。その影響が肯定的か、或いは否定的かにつきましては未だ論難があり、市民社会団体の反対世論も少なくなく、また国会批准手続きも残っています。しかし、韓米 FTA の内容に直接的に影響を受ける実務者として、その内容が及ぼす実務的な影響を分析しその見通しを予測しなければなりません。本説明書が日本の実務陣に少なからず役に立つことを願うと共に、韓米 FTA 妥結によって今後行われる法令改正作業を注意深く見守りながらその都度迅速且つ詳しくお知らせ致します。